

別表第十二の三 第二溶出量基準（第五十五条の二関係）

特定有害物質の種類	基準値（単位 検液一リットルにつきミリグラム）
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機 <sup>りん</sup> 化合物	一
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・三
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 一・五
六 <sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物	<sup>ひ</sup> 砒素として 〇・三
七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 〇・〇〇五 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	〇・〇〇三
九 トリクロロエチレン	〇・一
十 テトラクロロエチレン	〇・一
十一 ジクロロメタン	〇・二
十二 四塩化炭素	〇・〇二
十三 一・二―ジクロロエタン	〇・〇四
十四 一・一―ジクロロエチレン	一
十五 一・二―ジクロロエチレン	〇・四
十六 一・一・一―トリクロロエタン	三
十七 一・一・二―トリクロロエタン	〇・〇六
十八 一・三―ジクロロプロペン	〇・〇二
十九 チウラム	〇・〇六
二十 シマジン	〇・〇三
二十一 チオベンカルブ	〇・二
二十二 ベンゼン	〇・一
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・三
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 三十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十四
二十六 塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）	〇・〇二

備考

- 一 基準値は、土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機<sup>りん</sup>化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。